

花き種苗増殖実証等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、花き種苗増殖実証等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県内で育成された花きのオリジナル品種等の生産拡大と生産性の向上に資するため、種苗の効率的な増殖と新たな方法による増殖に取り組む経費及び新たな品種の開発や品種改良に向けた遺伝資源の調査に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、事業内容、補助対象経費等)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者、事業内容、補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額等は、別表1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その支持を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないこと。
- (10) 補助事業者が県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

ただし、当該申請をした者が、別表2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、前条の規定による補助金交付決定通知に基づき行わなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の増額又は20パーセントを超える減額を生じる場合
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第3号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実

績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- （2）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- （4）補助事業者の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- （5）補助事業者が別表2のいずれかに該当すると知事が認めるとき。

（グリーン購入）

第12条 補助事業者が、補助事業の実施において物品等を購入するときは、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第5条第4号から第7号まで、第10条第3項、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。